

北海道地域商業の活性化に関する条例

特定小売事業施設に関する手引き

平成24年9月

(平成27年6月一部改訂)

北海道経済部地域経済局中小企業課

目 次

1	はじめに	1
2	条例手続きの概要	1
3	特定小売事業施設を新設する場合の手続き	
3-1	新設する（変更・中止を除く）場合	2
3-2	新設届を変更する場合	4
3-3	新設を中止する場合	4
4	条例施行日に大規模小売店舗立地法などやガイドラインに基づく新設の手続きを行っている場合の手続き	5
5	条例施行日に特定小売事業施設を設置・営業している場合の手続き	6
6	地域貢献活動計画を変更する場合の手続き	6
7	特定小売事業施設の撤退に係る手続き	7
8	特定小売事業施設に該当しなくなる場合の手続き	7

[様式関係]

○規則様式一覧	8
○規則様式の記載例	9
○添付書類作成要領	23
○要綱様式一覧	24
○要綱様式の記載例	25

[資料関係]

○北海道地域貢献活動指針（抜粋）	30
○北海道地域商業活性化条例事務の流れ	35
○北海道地域商業の活性化に関する条例に係る提出先・問い合わせ先	37

1 はじめに

北海道では、地域商業の活性化が道民生活の持続的な安定並びに地域経済及び地域社会の活性化にとって重要であることに鑑み、地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道等の責務及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、特定小売事業施設に関する手続等を定めることにより、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進することとするため、この条例を制定しました。

本手引きは、条例で規定している特定小売事業施設の新設等に係る手続きや、地域貢献活動計画の提出等に関する手続きについて、その手順や方法をケースごとにまとめて記載していますので、届出等を行う際の参考にしてください。

2 条例手続きの概要

○条例手続きの対象となる特定小売事業施設とは

特定小売事業施設（以下「施設」という。）とは、小売事業施設（一の建物であって、その全部又は一部が小売業を行うための店舗の用に供される事業施設をいう。）であって、その施設内の店舗面積の合計が6,000㎡を超えるものをいいます。

- ※ 一の建物とは、屋根、柱又は壁を共通にする建物のほか、通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物や、ショッピングセンターなどのように駐車場や私道を共有するなど、一体的に利用される2以上の建物が含まれます。
機能が一体となっている場合は、公道をはさんで近接する場合も一の建物に含まれます。
- ※ 店舗面積とは、小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む。）の店舗の床面積をいいます。（大規模小売店舗立地法における店舗面積の定義と同じです。）

○特定小売事業施設の手続きの概要

区分	状態	新設届出	地域貢献	手続の流れ
H24.10.1以降に施設の新設を予定している場合	これから建築基準法や大店立地法等の手続を行う場合	○	○	P2へ
	新設届出の内容を変更する場合／新設を中止する場合	○	△	P4へ
	既に大店立地法等やガイドラインの手続を行っている場合 既に工事に着手している場合	×	○	P5へ
H24.10.1現在で営業している施設の場合	ガイドラインの手続を行っている場合	×	○	P6へ
	ガイドラインの対象ではなかったが、条例手続の対象となる場合			
地域貢献活動計画を変更する場合		×	○	P6へ
テナントの入替などで、店舗面積の合計が6,000㎡以下になり、特定小売事業施設に該当しなくなる場合		×	×	P7へ
施設を撤退する場合		×	×	P7へ

- ※ 施設の新設には、新築のほか、増築、改築、用途変更により対象施設となる場合も含まれます。
- ※ ガイドラインとは、道が平成18年度に策定した「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」をいいます。

○書類の提出先・提出部数

- ※ 届出書等の書類は、正本1通及び副本1通を施設の所在地を所管する総合振興局又は振興局に提出してください。

3 特定小売事業施設を新設する場合の手続き

3-1 新設する（変更・中止を除く）場合

(1) 新設の届出関係

	手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
①	新設の届出 当該施設を新設する日（許可等の手続を要する場合は、その手続を開始する日）の3カ月前までに新設の届出を行ってください。	規則別記第1号様式 （手引きP9）	条例第18条第1～3項 規則第4条第1～2項
②	出店計画説明会の開催 新設の届出をした日から1カ月以内に、出店計画説明会を開催してください。		条例第20条第1～4項 規則第10条第1～5項
③	出店計画説明会開催通知・公表 出店計画説明会開催日の1週間前までに、開催日時及び場所などを道及び関係市町村長へ通知するとともに、関係市町村の住民等に対して公表してください。	規則別記第4号様式 （手引きP13）	規則第11条第1～2項
④	出店計画説明会開催の報告 出店計画説明会終了後遅滞なく、説明会の開催結果を報告してください。	規則別記第5号様式 （手引きP14）	
⑤	新設の届出に係る市町村長の意見等 道は、新設の届出に係る公表の日から1カ月以内に、関係市町村長や住民等から意見を聴取します。なお、関係市町村長などから意見が出された場合は、お知らせします。		条例第21条第1～2項
⑥	新設の届出に係る知事意見への対応 関係市町村長などの意見を踏まえて、知事が意見を述べる場合があります。 知事の意見が通知された場合は、知事意見への対応などを報告してください。 知事の意見がない旨の通知があった場合は、新設の届出の手続きは終了します。（ただし、営業を開始するまでの間に届出事項に変更があるときは、別途変更届が必要です。）（4ページ参照）	要綱別紙第1号様式 （手引きP25）	条例第22条第1～3項 要綱第4条
⑦	新設の届出に係る勧告への対応 知事意見への対応等の報告を行わなかった場合などは、勧告が行われることがあります。		条例第23条第1～3項 要綱第6条

※ 上記①から⑦の番号は、P35の1の(1)の①から⑦とリンクします。

<p>工事着手の制限</p> <p>新設の届出をした日から3カ月を経過したときは、工事に着手することができます。ただし、知事意見の有無により制限期間が変更になります。</p> <p>届出日 大店立地法などの手続き開始日</p>	条例第24条第1～2項
--	-------------

(2) 地域貢献活動計画関係

	手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
①	地域貢献活動計画の提出 当該施設を新設する日（営業を開始する日）の3カ月前までに、地域貢献活動計画を提出してください。 ※ 地域貢献活動計画の作成に当たっては、30～34ページの地域貢献活動指針の参考事例や具体的な取組事例を参考にしてください。	規則別記第6号様式 (手引きP16)	条例第25条第1～2項 規則第12条 条例第26条
②	地域貢献計画説明会の開催 地域貢献活動計画を提出した日から1カ月以内に、地域貢献計画説明会を開催してください。 ※ 当該計画書を新設届出書と同時に提出したときは、地域貢献計画説明会と出店計画説明会を同時開催できます。		条例第27条第1～4項 規則第10条第1～5項 規則第11条第1～2項
③	地域貢献計画説明会開催通知・公表 地域貢献計画説明会開催日の1週間前までに、開催日時及び場所などを道及び関係市町村長へ通知するとともに、関係市町村の住民等に対して公表してください。	規則別記第4号様式 (手引きP13)	
④	地域貢献計画説明会開催の報告 地域貢献計画説明会終了後遅滞なく、説明会の開催結果を報告してください。	規則別記第5号様式 (手引きP14)	
⑤	地域貢献活動計画に係る市町村長の意見等 道は、地域貢献活動計画に係る公表の日から1カ月以内に、関係市町村長や住民等から意見を聴取します。なお、関係市町村長などから意見が出された場合は、お知らせします。		条例第28条第1～2項
⑥	地域貢献活動計画に係る知事意見への対応 関係市町村長などの意見を踏まえて、知事が意見を述べる場合があります。 知事の意見が通知された場合は、知事意見への対応などを報告してください。なお、知事の意見がない旨の通知があった場合は、地域貢献活動計画の手続きは終了します。	要綱別紙第1号様式 (手引きP25)	条例第29条第1～2項 要綱第4条
⑦	地域貢献活動実施状況の報告 営業を開始する事業年度の次の事業年度から、前事業年度の地域貢献活動の実施状況を報告してください。 ※ 営業を開始する日が25年1月20日の場合で、事業年度が1月から12月の場合は26年1月に、事業年度が4月から3月の場合は25年4月に提出してください。	規則別記第8号様式 (手引きP20)	条例第32条第1～2項 規則第14条
	地域貢献活動実施状況説明会の開催 関係市町村長から地域貢献活動実施状況説明会の開催要請があったときは、その区域内での開催に努めてください。		条例第32条第4項
	地域貢献活動計画書等の公表 地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書を提出したときは、当該施設での掲示、インターネットなどで公表してください。		条例第31条 条例第32条第3項

※ 上記①から⑦の番号は、P35の1の(2)の①から⑦とリンクします。

3-2 新設届を変更する場合

(1) 新設の届出関係

手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
変更の届出 ○ 軽微な変更 施設を新設する日（営業を開始する日）までの間に、届出事項について軽微な変更をしたときは、遅滞なく変更の届出を行ってください。 ※ 軽微な変更は、届出事項の変更のうち、次の変更以外のものです。 ア 店舗面積の合計を6,000㎡以下とする変更 イ 店舗面積の合計又は延べ床面積が、変更前の1.5倍を超える変更 ○ 重要な変更 施設を新設する日までの間に、店舗面積の合計又は延べ床面積が、変更前の1.5倍を超える変更（以下「重要な変更」という。）をするときは、当該届出に係る変更をする日（許可等の手続を要する場合は、その手続を開始する日）の3カ月前までに、変更の届出を行ってください。	規則別記第2号様式 （手引きP11）	条例第19条第1項・第4項 規則第7条 規則第8条第1～2項
※ 軽微な変更については、変更の届出で手続き終了です。 重要な変更を行った場合は、出店計画説明会などの手続きが再度必要になります。		

(2) 地域貢献活動計画関係

新設届の変更に伴い、地域貢献活動計画が変更となる場合は、6ページの6の手続きを行ってください。

3-3 新設を中止する場合

(1) 新設の届出関係

手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
新設中止の届出 施設の新設をしないこととしたとき（店舗面積の合計が6,000㎡以下となる変更を含む。）は、遅滞なく、新設中止の届出を行ってください。	規則別記第3号様式 （手引きP12）	条例第19条第3項 規則第9条

(2) 地域貢献活動計画関係

手続きは不要です。

4 条例施行日に大規模小売店舗立地法などやガイドラインに基づく新設の手続きを行っている場合の手続き

(1) 新設の届出関係

手続きは不要です。

(2) 地域貢献活動計画関係

	手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
①	地域貢献活動計画の提出 当該施設が営業を開始する事業年度の終了後、地域貢献活動計画を提出してください。 ※ 地域貢献活動計画の作成に当たっては、30～34ページの地域貢献活動指針の参考事例や具体的な取組事例を参考にしてください。 ※ 営業を開始する日が25年1月20日の場合で、事業年度が1月から12月の場合は26年1月に、事業年度が4月から3月の場合は25年4月に提出してください。	規則別記第6号様式 (手引きP16)	条例附則第3項 (条例第25条第1～2項) 規則第12条
②	地域貢献計画説明会の開催 地域貢献活動計画を提出した日から1カ月以内に、地域貢献計画説明会を開催してください。		条例附則第3項 (条例第27条第1～4項)
③	地域貢献計画説明会開催通知・公表 地域貢献計画説明会開催日の1週間前までに、開催日時及び場所などを道及び関係市町村長へ通知するとともに、関係市町村の住民等に対して公表してください。	規則別記第4号様式 (手引きP13)	規則第10条第1～5項 規則第11条第1～2項
④	地域貢献計画説明会開催の報告 地域貢献計画説明会終了後遅滞なく、説明会の開催結果を報告してください。	規則別記第5号様式 (手引きP14)	
⑤	地域貢献活動計画に係る市町村長の意見等 道は、地域貢献活動計画に係る公表の日から1カ月以内に、関係市町村長や住民等から意見を聴取します。なお、関係市町村長などから意見が出された場合は、お知らせします。		条例附則第3項 (条例第28条第1～2項)
⑥	地域貢献活動計画に係る知事意見への対応 関係市町村長などの意見を踏まえて、知事が意見を述べる場合があります。 知事の意見が通知された場合は、知事意見への対応などを報告してください。なお、知事の意見がない旨の通知があった場合は、地域貢献活動計画の手続きは終了します。	要綱別紙第1号様式 (手引きP25)	条例附則第3項 (条例第29条第1～2項) 要綱第4条
⑦	地域貢献活動実施状況の報告 地域貢献活動計画書を提出した事業年度の次の事業年度から、前事業年度の地域貢献活動の実施状況を報告してください。 ※ 地域貢献活動計画の提出時期が26年1月の場合（事業年度は1月から12月）は、27年1月に、提出時期が25年4月の場合（事業年度は4月から3月）は、26年4月に提出してください。	規則別記第8号様式 (手引きP20)	条例附則第3項 (条例第32条第1～2項) 規則第14条
	地域貢献活動実施状況説明会の開催 関係市町村長から地域貢献活動実施状況説明会の開催要請があったときは、その区域内での開催に努めてください。		条例附則第3項 (条例第32条第4項)
	地域貢献活動計画書等の公表 地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書を提出したときは、当該施設での掲示、インターネットなどで公表してください。		条例附則第3項 (条例第31条) (条例第32条第3項)

※ 上記①から⑦の番号は、P36の2の①から⑦とリンクします。

5 条例施行日に特定小売事業施設を設置・営業している場合の手続き

(1) 新設の届出関係

手続きは不要。

(2) 地域貢献活動計画関係

	手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
①	地域貢献活動計画の提出 平成24年の事業年度の終了後、地域貢献活動計画を提出してください。 ※ 地域貢献活動計画の作成に当たっては、30～34ページの地域貢献活動指針の参考事例や具体的な取組事例を参考にしてください。 ※ ガイドラインに基づき地域貢献計画を作成・提出している場合で、現時点で変更する内容がない場合は、作成済みの地域貢献計画書の別紙（地域貢献活動の概要）を規則別記第6号様式に添付し提出することができます。 ※ 事業年度が1月から12月の場合は25年1月に、事業年度が4月から3月の場合は25年4月に提出してください。	規則別記第6号様式 (手引きP16)	条例附則第4項 規則第12条
	※ 地域貢献計画説明会の開催などの手続きは不要です。		
②	地域貢献活動実施状況の報告 地域貢献活動計画書を提出した事業年度の次の事業年度から、前事業年度の地域貢献活動の実施状況を報告してください。 ※ 事業年度が1月から12月の場合は26年1月に、事業年度が4月から3月の場合は26年4月に提出してください。	規則別記第8号様式 (手引きP20)	条例附則第5項 (条例第32条第1項) 規則第14条
	地域貢献活動実施状況説明会の開催 関係市町村長から地域貢献活動実施状況説明会の開催要請があったときは、その区域内での開催に努めてください。		条例附則第5項 (条例第32条第4項)
	地域貢献活動計画書等の公表 地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書を提出したときは、当該施設での掲示、インターネットなどで公表してください。		条例附則第5項 (条例第31条) (条例第32条第3項)

※ 上記①②の番号は、P36の3の①②とリンクします。

6 地域貢献活動計画を変更する場合の手続き

	手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
	地域貢献活動計画の変更 地域貢献活動計画を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献活動計画を提出してください。	規則別記第7号様式 (手引きP18)	条例第30条第1項 条例附則第3項・第5項 規則第13条 要綱第8条

7 特定小売事業施設の撤退に係る手続き

手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
撤退の報告 当該施設の撤退を決定したときは、遅滞なく、当該撤退及びその後の対応の内容を報告するとともに、公表してください。	規則別記第9号様式 (手引きP22)	条例第34条第1～3項 規則第16条
特定小売事業施設撤退時説明会の開催 関係市町村長から特定小売事業施設撤退時説明会の開催要請があったときは、その区域内での開催に努めてください。	要綱別紙第4号様式 (手引きP28)	条例第34条第4項 要綱第11条第1項

※ 地域貢献活動計画に関する手続きは不要です。

8 特定小売事業施設に該当しなくなる場合の手続き

手続きの内容	届出様式	条例・規則・要綱
廃止の届出 テナントの入替などで、店舗面積の合計が6,000㎡以下になり、特定小売事業施設に該当しなくなったときは、廃止の届出を行ってください。	要綱別紙第5号様式 (手引きP29)	要綱第11条第1項

※ 地域貢献活動計画に関する手続きは不要です。

規 則 様 式 一 覧

様 式 名		規則該当条項	届出等の時期	届出（提出等）者
第1号	特定小売事業施設 新設届出書	第4条第1項	新設する日（許可等の手続を開始する日）の3カ月前まで	特定小売事業施設（以下「施設」という。）を新設する者
第2号	特定小売事業施設 変更届出書	第8条第1項	軽微な変更は変更後遅滞なく	新設届出者（施設の新設の届出をした者をいう。）
			重要な変更は、届出に係る変更をする日（許可等の手続を要する場合は、その手続を開始する日）の3カ月前まで	
第3号	特定小売事業施設 新設中止届出書	第9条	新設しないことを決定したとき遅滞なく	新設届出者
第4号	出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書	第10条第3項	説明会開催日の1週間前まで	新設届出者等（新設届出者又は施設の変更の届出をした者をいう。）
第5号	出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書	第11条第1項	説明会終了後遅滞なく	新設届出者等
第6号	地域貢献活動計画書	第12条	新設する日の3カ月前まで	施設を新設する者
			新設する日の属する事業年度終了後遅滞なく	条例施行日（平成24年10月1日）現在に許可等の手続を行っている者又はガイドラインに基づく手続を行っている者（以下「手続中の者」という。）
			条例施行日の属する事業年度終了後遅滞なく	条例施行日（平成24年10月1日）現在に施設を設置している者（以下「既存店設置者」という。）
第7号	地域貢献活動計画書（変更後）	第13条	計画を変更したとき遅滞なく	計画提出者
				手続中の者で地域貢献活動計画を提出した者
				既存店設置者で地域貢献活動計画を提出した者
第8号	地域貢献活動実施状況報告書	第14条	新設した日の属する事業年度の翌事業年度から、毎事業年度開始後遅滞なく	計画提出者
			新設した日の属する事業年度の翌々事業年度から、毎事業年度開始後遅滞なく	手続中の者で地域貢献活動計画を提出した者
			条例施行日の属する事業年度の翌々事業年度から、毎事業年度開始後遅滞なく	既存店設置者で地域貢献活動計画を提出した者
第9号	特定小売事業施設 撤退報告書	第16条	撤退を決定したとき遅滞なく	施設を設置している者

記 載 例

別記第1号様式（第4条関係）

特定小売事業施設新設届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしますので届け出ます。

記

特定 小売 事業 施設	名称	〇〇ショッピングセンター
	新設の区分	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更
	所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
	敷地面積	20,000 m ²
	店舗面積の合計	6,500 m ²
	延べ床面積	8,500 m ²
	主要出店予定小売店舗	〇〇〇店、〇〇薬局、〇〇ホームセンター
	その他の出店予定小売店舗	〇〇〇店 外〇店
	小売店舗以外の施設の 種類及び床面積	理美容室、飲食店 1,000 m ²
	集客予定数	年・月・ 日 当たり 約2,000人
集客予定区域（市町村）	〇〇市、〇〇市、〇〇町	
集客予定数及び集客予 定区域の根拠	〇〇 市 ・町・村から 約1,000人 〇〇 市 ・町・村から 約 700人 〇〇 市・ 町 ・村から 約 300人	

規則第5条各号に掲げる許可等に係る申請又は届出を行う日	許可等の名称	申請又は届出を行う日
	都市計画法開発行為申請	平成〇〇年〇月〇〇日
	大店立地法新設届出	平成〇〇年〇月〇〇日
	建築基準法建築確認申請	平成〇〇年〇月〇〇日
新設の予定地の開発行為の着手予定日	平成〇〇年〇月〇〇日	
新設、増築、改築又は用途変更の着手予定日	平成〇〇年〇月〇〇日	
営業を開始する日	平成〇〇年〇月〇〇日	
地域貢献活動の実施に係る基本方針	(地域貢献活動指針を参照のうえ、地域貢献活動の実施に係る基本方針を記載してください。)	

< 担当者連絡先 > 担当者とは届出書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

添付書類

- 1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面
 - 2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面
 - 3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を示す図面
 - 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面
- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「新設の区分」欄は、該当するものに○印を付すこと。
 - 3 「規則第5条各号に掲げる許可等に係る申請又は届出を行う日」欄は、該当する許可等の全てについて記載すること。
 - 4 「営業を開始する日」欄は、店舗により営業を開始する日が異なる場合は、最も早いものを記載すること。
 - 5 「地域貢献活動の実施に係る基本方針」欄は、地域貢献に対する考え方や活動の目指す方向等について記載すること。

特定小売事業施設変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設に係る届出事項を変更した（変更する）ので届け出ます。

記

特定小売事業施設の名称		〇〇ショッピングセンター		
特定小売事業施設の新設の届出年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日		
特定小売事業施設の新設に係る届出事項の変更	変更（予定）年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
	変更内容	変更事項	変更前	変更後
		店舗面積の合計	6,500 m ²	10,000 m ²
	延べ床面積の合計	8,500 m ²	13,000 m ²	
変更理由		(設計変更による店舗面積の合計及び延べ床面積の合計・・・など)の変更のため。		

< 担当者連絡先 > 担当者とは届出書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

添付書類

- 次の図面のうち変更事項に関するものを添付すること。
- 1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面
 - 2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面
 - 3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を示す図面
 - 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

特定小売事業施設新設中止届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしないこととしたので届け出ます。

記

特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター
特定小売事業施設の新設の届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
新設をしないこととした理由	<p><新設をしないこととした場合> (新設計画が中止、開発時期延期・・・など)により、新設しないこととしたため。</p> <p><変更後の店舗面積の合計が6,000㎡以下となる場合> (設計変更、テナントの変更・・・など)により、店舗面積の合計が6,000㎡以下に減少するため。</p>

<担当者連絡先> 担当者とは届出書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様
関係市町村長 様

通知者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏名 〇〇商事株
代表取締役 〇〇 〇〇
複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
氏名 株〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第3項（第27条第4項において準用する同条例第20条第3項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催するので通知します。

記

説明会の区分	出店計画説明会 ・ 地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター
特定小売事業施設の所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
特定小売事業施設の新設の届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日変更届)
地域貢献活動計画書の届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
説明会開催日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
説明会開催場所	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地 〇〇地区〇〇公民館
特定小売事業施設に係る集客予定区域（市町村）	〇〇市、〇〇市、〇〇町

< 担当者連絡先 > 担当者とは通知書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事株〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「通知者」欄は、連名で記載すること。
 2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方）に〇印を付すこと。
 3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第4項（第27条第4項において準用する同条例第20条第4項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催したので報告します。

記

説明会の区分		出店計画説明会 ・ 地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称		〇〇ショッピングセンター
特定小売事業施設の所在地		〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
特定小売事業施設の新設の届出年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日変更届)
地域貢献活動計画書の届出年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日
説明会開催結果の概要	開催日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
	開催場所	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地 〇〇地区〇〇公民館
	説明者	〇〇商事(株)〇〇開発統括部 部長 〇〇 〇〇
	出席者数	〇〇人
	議事概要	(説明内容) ・ 〇〇〇〇 (発言内容) ・ 〇〇〇〇

出席者による意見の概要	①○○○○・・・ ②□□□・・・ ③△△△・・・
当該意見についての見解	①●●●・・・ ②■ ■ ■・・・ ③▲▲▲・・・

< 担当者連絡先 > 担当者とは報告書の記載事項に係る担当者です。

所属名	○○商事㈱○○開発統括部
職・氏名	室長 ○○ ○○
電話番号	○○○-○○○-○○○○
電子メールアドレス	○○○○@○○○○○

添付書類

1 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表をしたことを証する書面

2 出店計画（地域貢献計画）説明会において配付した資料

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方）に○印を付すこと。

3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

4 「議事概要」欄は、説明内容、発言内容等の概要を記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

地域貢献活動計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

提出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項（附則第4項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	〇〇ショッピングセンター
所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
敷地面積	20,000 m ²
店舗面積の合計	6,500 m ²
延べ床面積	8,500 m ²
主要（出店予定）小売店舗	〇〇〇店、〇〇薬局、〇〇ホームセンター
その他の（出店予定）小売店舗	〇〇〇店 外〇店
小売店舗以外の施設の種類の種類	理美容室、飲食店
集客予定区域（市町村）	〇〇市、〇〇市、〇〇町

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
地域貢献活動指針の第4章を参考に、事業者の皆さんの多様で幅広い活動を項目立てして記載してください。	それぞれの項目について、実施を予定する活動内容を箇条書きで記載してください。	活動内容について、実施予定時期を記載してください。	活動内容の具体的な取組について記載してください。

（以下は、一例です。）

地域団体、組織への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努めます。	通年	・〇〇商工会への加入継続
地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	・〇〇店に地域貢献の担当者を設置
地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	・要望があれば協力を検討

地域イベントや行事などへの参画、協働	・商店街の売り出しに合わせ、協賛セールを実施します。	12月頃	・歳末協賛セールの実施
地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力	・行政からの要請に応じるよう検討します。	随時	・要請があれば検討

3 地域貢献活動の担当者

地域貢献活動の担当者は、地域の方々と計画について意見交換などができる方が望ましいです。

所属名	〇〇商事(株)〇〇〇店
職・氏名	店長 〇〇 〇〇
電話番号等	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

< 担当者連絡先 >

担当者とは計画書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

※ 「地域貢献活動の実施に関する計画」を作成する際は、30～34ページの地域貢献活動指針の参考事例や具体的な取組事例を参考にしてください。

地域貢献活動計画書（変更後）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

提出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	〇〇ショッピングセンター
所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	（地域振興等の取組への協力の活動内容、地域貢献活動の担当者・・・など）を変更したため。

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
地域貢献活動指針の第4章を参考に、事業者の皆さんの多様で幅広い活動を項目立てして、変更後の項目を記載してください。	変更後のそれぞれの項目について、実施を予定する活動内容を箇条書きで記載してください。	変更後の活動内容について、実施予定時期を記載してください。	変更後の活動内容の具体的な取組について記載してください。

（以下は、一例です。）

地域団体、組織への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努めます。	通年	・〇〇商工会への加入継続
地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	・〇〇店に地域貢献の担当者を設置
地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	・要望があれば協力を検討
地域イベントや行事などへの参画、協働	・商店街の売り出しに合わせ、協賛セールを実施します。	12月頃	・歳末協賛セールの実施

地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力	・行政からの要請に応じるよう検討します。	随時	・要請があれば検討
----------------------	----------------------	----	-----------

(2) 地域貢献活動の担当者

地域貢献活動の担当者は、地域の方々と計画について意見交換などができる方が望ましいです。

所属名	〇〇商事(株)〇〇〇店
職・氏名	店長 □□ □□
電話番号等	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<担当者連絡先>

担当者とは計画書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

※ 「地域貢献活動の実施に関する計画」を作成する際は、30～34ページの地域貢献活動指針の参考事例や具体的な取組事例を参考にしてください。

地域貢献活動実施状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏名 〇〇商事(株)
代表取締役 〇〇 〇〇

複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
氏名 (株)〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり平成〇〇年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	〇〇ショッピングセンター
所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地

2 地域貢献活動の実施期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績
基本的に地域貢献活動計画書のとおり記載してください。	同左	活動内容について、実施した時期を記載してください。	活動内容の具体的な取組の実績について記載してください。

(以下は、一例です。)

地域団体、組織への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努めます。	通年	・〇〇商工会への加入継続
地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	・〇〇店に地域貢献の担当者を設置
地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	・該当なし
地域イベントや行事などへの参画、協働	・商店街の売り出しに合わせ、協賛セールを実施します。	12月	・歳末協賛セールを実施
地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力	・行政からの要請に応じるよう検討します。	随時	・該当なし

4 地域貢献活動の担当者

地域貢献活動の担当者は、地域の方々と計画について意見交換などができる方が望ましいです。

所属名	〇〇商事(株)〇〇〇店
職・氏名	店長 □□ □□
電話番号等	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<担当者連絡先>

担当者とは計画書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 ○○ ○○
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

- 2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定による変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

特定小売事業施設撤退報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の撤退を決定したので特定小売事業施設撤退報告書を提出します。

記

特定小売事業施設の名称		〇〇ショッピングセンター
特定小売事業施設の所在地		〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
撤退の概要	撤退の時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日（予定）
	撤退の理由	〇〇〇〇のため
撤退後の対応		（施設撤退後は、後継店舗の早期確保に努力するとともに、周辺地域の環境悪化を招かないよう施設の適正管理に努力する・・・など、撤退後の対応について記入してください。）

< 担当者連絡先 > ◀ 担当者とは計画書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「撤退後の対応」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。

添付書類作成要領

1 総括的事項

- ・ 届出書に添付する書類については、次の事項を参考にして作成してください。
- ・ 変更届出書に添付する書類は、変更前と変更後が明確に判明できるようにしてください。
- ・ 地図は、縮尺の目安を参考にそれぞれA4版又はA3版1枚にまとめてください。ただし、1枚にまとめることが困難な場合には、別葉としてもかまいませんが縮尺を統一してください。
- ・ 地図には、凡例、縮尺及び方位を必ず明記してください。

2 個別事項

添付書類の種類	縮尺の目安	記載項目等
特定小売事業施設の新設の予定地である土地及びその周辺の土地の利用の状況を記載した図面	1/12,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の境界 ・ 周辺の道路 ・ 周辺の主な建物の位置・名称 ・ 周辺の公共公益施設（市町村庁舎、病院、学校など）の位置・名称 ・ 最寄りの鉄道駅 ・ バス停の位置等
特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を記載した図面	1/1,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の境界 ・ 特定小売事業施設の位置・名称 ・ 駐車場等の位置 ・ 自動車の出入り口 ・ 周辺の道路
特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を記載した図面	1/500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定小売事業施設の配置、名称、事業の種類 ・ 寸法 ・ 求積図、求積表など床面積の算出根拠
特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を記載した図面	1/50,000～ 1/100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村名 ・ 市町村の境界 ・ 特定小売事業施設の位置

注 縮尺は、あくまで目安であり、特定小売事業施設の規模や周辺の状況に応じて調整できるものとする。

要 綱 様 式 一 覧

様 式 名	要綱該当条項	届出等の時期	届出（提出等）者
第1号 知事意見への対応 等報告書	第5条	知事意見が述べられた とき、遅滞なく	新設届出者等
第2号 勧告への対応等報 告書	第6条	勧告を受けたとき、遅 滞なく	新設届出者等
第3号 勧告に係る意見陳 述書	第8条	道から意見陳述機会付 与通知があったとき、 速やかに	新設届出者等
第4号 （地域貢献活動実 施状況説明会）開 催通知書	第10条第2項	説明会開催日の1週間 前まで	計画提出者
（特定小売事業施 設撤退時説明会） 開催通知書	第10条第2項	説明会開催日の1週間 前まで	撤退事業者
第5号 特定小売事業施設 廃止届出書	第11条第1項	店舗面積が、6,000㎡ 以下になったときに、 遅滞なく	施設を設置している者

知事意見への対応等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け中企第〇〇〇号で通知のありました〔特定小売事業施設新設届出書・特定小売事業施設変更届出書）に係る知事意見について、その対応及び理由を次のとおり報告します。

記

特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター	
特定小売事業施設の所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地	
知事意見の内容	〇〇〇〇・・・・	
知事意見への 対応・理由	対 応	〇〇〇〇・・・・
	理 由	〇〇〇〇・・・・

<担当者連絡先>

担当者とは報告書の記載事項に係る担当者です。

所 属 名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職 ・ 氏 名	室長 〇〇 〇〇
電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電 子 メ ー ル	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 () 内については、それぞれの態様に応じた文言とすること。

勧告への対応等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け中企第〇〇〇号で勧告のありました(特定小売事業施設新設届出書・特定小売事業施設変更届出書)に係る措置について、その対応及び理由を次のとおり報告します。

記

特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター	
特定小売事業施設の所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地	
勧告の内容	〇〇〇〇・・・	
勧告への対応 ・理由	対 応	〇〇〇〇・・・
	理 由	〇〇〇〇・・・

<担当者連絡先>

担当者とは報告書の記載事項に係る担当者です。

所 属 名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職 ・ 氏 名	室長 〇〇 〇〇
電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メール	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。
 2 () 内については、それぞれの態様に応じた文言とすること。

勧告に係る意見陳述書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

提出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例第〇〇条第〇項の規定に基づく平成〇〇年〇〇月〇〇日付け中企第〇〇〇号による通知について、次のとおり意見を提出します。

記

特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター
特定小売事業施設の所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
勧告の内容	〇〇〇〇・・・・
勧告に従わない理由（又は勧告への対応等報告書を提出しない理由）	〇〇〇〇・・・・

<担当者連絡先>

担当者とは意見陳述書の記載事項に係る担当者です。

所 属 名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職 ・ 氏 名	室長 〇〇 〇〇
電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電 子 メ ー ル	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

(地域貢献活動実施状況説明会・特定小売事業施設撤退時説明会) 開催通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

通知者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例に係る事務取扱要綱第10条第2項の規定により、次のとおり(地域貢献活動実施状況説明会・特定小売事業施設撤退時説明会)を開催するので通知します。

記

特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター
特定小売事業施設の所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地
地域貢献活動実施状況報告書の提出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
説明会の開催を希望する市町村	〇〇市
説明会開催日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
説明会開催場所	〇〇市〇〇条〇〇丁目 〇〇〇〇コミュニティーセンター
特定小売事業施設の集客予定市町村	〇〇市、〇〇市、〇〇町

<担当者連絡先>

担当者とは通知書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メール	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「通知者」欄は、連名で記載すること。
 2 ()内については、それぞれの態様に応じた文言とすること。

特定小売事業施設廃止届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 〇〇商事(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇
 複数の場合 → 住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

北海道地域商業の活性化に関する条例に係る事務取扱要綱第11条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設廃止届出書を提出します。

記

特定小売事業施設の名称	〇〇ショッピングセンター	
特定小売事業施設の所在地	〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地	
廃止の概要	店舗面積の合計が6千㎡以下となった日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	廃止の理由	(小売店舗の一部を事務所にした・・・など) ため。
	廃止前の店舗面積の合計	6, 500 ㎡
	廃止後の店舗面積の合計	5, 000 ㎡

<担当者連絡先>

担当者とは届出書の記載事項に係る担当者です。

所属名	〇〇商事(株)〇〇開発統括部
職・氏名	室長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メール	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

北海道地域貢献活動指針（抜粋）（平成24年8月策定）
～望ましい地域貢献活動の展開への指針～

第1章 策定の趣旨

本指針は、北海道地域商業の活性化に関する条例に基づき、事業者等による地域貢献活動の望ましい姿を提示する指針として策定したもので、本指針に基づき、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動を促進するものです。地域貢献活動の意義や具体的な活動内容については、第2章から第4章までに記載しております。

第2章 地域貢献活動の意義

地域貢献活動は、社会貢献活動の中でもより地域に密着したものととらえ、地域の声を聴き、事業者等が関係者と一体となって自発的、積極的に取り進めていくものです。

地域貢献活動の取組では、事業者等も地域社会を形成する一員との考えのもと、地域のニーズやまちづくりとの調和に配慮しつつ、地域のまちづくりを先導する提案型の観点と地域課題の解決への協力や地域行事への参画といった協働・相互扶助型の観点をバランスよく検討することになります。

第3章 地域貢献活動の実施にあたって

1 求められる地域貢献活動

道では、平成22年度の道民意識調査において、「大型店に求められる地域貢献の取組」について、アンケートを実施しました。

道民意識調査では「地域における安定的な雇用の確保」、「地域イベントや各種行事など地域づくりへの参加、協力」など地域に密着した取組や地域との協力関係の構築を求める声が多いという調査結果になっております。

2 地域貢献活動の実施にあたって

地域の声を踏まえた取組の実施と、取組の実績や成果をわかりやすく説明し、地域の理解を得ることが重要であり、地域貢献活動の担当者の設定、地域との意見交換に努めるなど、地道な取組を継続し、地域にとってわかりやすい活動の推進が有効です。

第4章 地域貢献活動の望ましい姿

地域貢献活動は、地域の皆さんの声を聞きながら、事業者の皆さん等が自ら、独自に判断し自発的に実施されるべきものです。

第4章では、具体的にどのような内容が、地域の皆さんが期待するものかを見極める一助となるよう、地域貢献活動の事例について紹介していますが、ここに掲げた事例に関わらず、地域の意見、要望なども踏まえ、地域貢献活動の幅を広げていただくことを期待するものです。

○地域貢献活動計画の策定にあたっては、次の参考事例及び具体的な取組事例1～5を参考にしてください。

1 地域との連携促進

(1) 地域団体、組織への加入

地域の商業活性化の基盤である商店街はもとより、地域の商工業の総合的な改善発展を図ることを目的に設立されている商工会議所や商工会、さらには、住民活動の基盤である町内会など、地域の一員として求められる諸団体、組織への加入に努めてください。

特に、大型店においては、入居するテナント事業者に対しても働きかけるよう努めてください。

(2) 地域との意見交換の推進

地域貢献活動は、地域の実情を十分に踏まえた上で進めることが重要であることから、市町村はもとより、地域商業の活性化に関連のある商店街や商工会議所、商工会、住民等と意見交換の場を設置するなど、地域のニーズを日常的に把握するよう努めてください。

その際には、地域貢献活動に係る担当者を予め設定し、地域との日頃からの意見交換が図られるよう配慮してください。

(3) 地域振興等の取組への協力

市町村をはじめ、地域において行われる中心市街地の活性化や地域振興への取組に対して、事業者等としてのノウハウの提供、人材の紹介などによる協力を努めてください。

(4) 地域との共存共栄に向けた取組への協力

① 地域イベントや行事などへの参画、協働

近隣商店街が実施する共同売り出しなどの地域におけるイベントや、祭り、伝統行事、レクリエーション、スポーツ大会などの各種行事に参画し、地域の皆さんとの協働に努めてください。

② 地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力

市町村や住民組織等が取り組む「買い物弱者」への対策に係る協力要請等があったときは、積極的に協力するよう努めてください。

③ コミュニティスペースの提供

地域づくりや地域において社会貢献活動を行う団体等に対する活動場所の提供や、地域との協働による託児スペースの設置など、地域コミュニティ醸成への協力を努めてください。

④ 道産品のPRや販売促進への協力

道産農林水産物、加工品を販売する道産品コーナーや生産者等が直売できるコーナーの設置、道産品の紹介や消費拡大に向けたイベントの開催など、道産品のPRや販売促進への協力を努めてください。

⑤ 地域や道内の企業との取引促進

商品の仕入や輸送などの取引先やテナント企業の選定に際しては、地域や道内企業との取引促進に配慮してください。

⑥ リサイクル対策の推進

リサイクル製品の販売やグリーン購入の推進とともに、資源ごみを回収するボックスの設置や店舗から排出されるごみの減量化、地域が取り組むリサイクル活動との連携などに努めてください。

⑦ 地域教育への協力

地域の大学、専門学校、高等学校などからのインターンシップの受け入れなど、地域教育への協力を努めてください。

取組事例 1

[地域イベントや行事などへの参画、協働]

○ 実施事業者 A社

○ 実施年度 平成20年度から

○ 取組内容

- ・平成20年10月にA社は、地元市と大学との間で産学官の三者協定を締結し、ショッピングセンター内において、大学による吹奏楽コンサート等のイベント開催や地域のまつりへの参加など、地域活性化の取組への協力を進めている。
- ・その他、ショッピングセンター内には水族館があるが、日頃水族館に来られない人にも水族館の楽しさを伝えようと、近隣市町村の養護学校などを訪問し、「移動水族館」を実施している。
- ・また、隣接する科学館とプラネタリウム等の共通利用券を発行し、地域住民に対する利用性の向上を図っている。



取組事例 2

[地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力]

- 実施事業者 B社
- 実施年度 平成23年度から
- 取組内容
 - ・ B社では、市町村と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせる地域の環境づくりを支援するために宅配システムを活用した高齢者見守りの取組を実施している。
 - ・ 連携の内容は、日常における配達業務で、高齢者の訪問先で異変等を発見した場合は、必要に応じて市町村で予め決められた関係先に連絡するとともに、緊急の場合は警察や救急車の手配等を行うこともある。
 - ・ 市町村と協定を締結して1年が経過したが、配達の際に、怪我をして動けない状態だった高齢者を発見し、警察や消防への連絡により大事に至らなかったケースが数例あるなど、地域の高齢者の見守り・安否確認の取組に大きく貢献している。



取組事例 3

[道産品のPRや販売促進への協力]

- 実施事業者 C社
- 実施年度 平成21年度から
- 取組内容
 - ・ 道産品の統一ブランドとして原材料から加工までを北海道で行っている商品を独自に認定して、販売している。
 - ・ この商品を消費者に購入してもらうことで、生産者・製造者と消費者が一つにつながり、食の安全・安心の構築とともに、北海道の工場で製造することによる地元雇用への貢献といった効果がもたらされている。
 - ・ さらに、全国に販路を拡大する取組も実施しており、北海道の製造業の支援や道産品の全国シェア拡大にもつながる効果が期待されている。



2 地域基盤の形成・維持

(1) 地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保

従業員の採用にあたっては、地域及び道内から優先的に採用するとともに、安定的な雇用に配慮してください。

特に、雇用に関する各種法令を遵守し、障害者雇用や高年齢者雇用の推進、就業機会の確保に配慮してください。

(2) ゆとりある勤労者生活の確保（週休2日制、年末年始休暇等の促進）

ゆとりのある勤労者生活を確保していくため、週休2日制の定着や年末年始、夏季等における休暇の取得促進について配慮してください。

(3) 従業員の職業能力開発の推進

従業員の採用後についても、安定的な雇用を維持するため、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進し、従業員の資質向上に努めてください。

(4) 地域の防犯活動等への参画、協働

市町村や地域の住民組織をはじめとする、さまざまな実施主体によって行われる防犯啓発活動等に参画し、地域の皆さんとの協働に努めてください。

特に、犯罪や青少年非行の防止の観点から、駐車場や荷さばき施設、建物の死角など、適切な照明や防犯カメラの設置、警備員の巡回等に努めてください。

(5) 地域防災活動等への協力

① 地域の防災訓練等への参画、協働

市町村や地域の住民組織をはじめとする、さまざまな実施主体によって行われる防災訓練等に参画し、地域の皆さんとの協働に努めてください。

② 災害時の物資の提供

災害時において、市町村等から緊急物資の提供依頼があった場合には、協力してください。

③ 災害時における緊急避難場所の提供

災害時において、避難場所や救護場所として建物や駐車場を提供するなどの便宜を図ってください。

④ 災害時におけるボランティア活動への支援

災害時において、ボランティア活動を行う団体等に対する支援に努めてください。

取組事例 4

[災害時の物資の提供及び緊急避難場所の提供]

○ 実施事業者 D社

○ 実施年度 平成19年度から

○ 取組内容

- ・市町村と災害発生時における市民生活の早期安定を図ることを目的に、災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関して相互協定を締結して、市町村が災害時に応急生活物資を必要とする時に、店舗の保有商品の供給について協力することになっている。
- ・また、一部の店舗では、災害時に地元市の要請に応じて、店舗駐車場を緊急避難場所として提供し、バルーンシェルターが設置されることになっている。



3 まちづくりへの協力

(1) 市町村等が進める対策への協力

市町村が掲げるまちづくりへの理念を尊重し、市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力を努めてください。

また、市町村等の交通安全や交通渋滞などの対策に協力するとともに、必要な措置を講じてください。

(2) 地域における魅力ある景観形成への配慮

「北海道景観条例」における事業者の責務を果たし、地域における魅力ある景観形成に配慮してください。

(3) 環境美化対策の実施

店舗周辺の清掃美化活動を定期的実施するとともに、来店（街）者がゴミを散乱させないような環境を整えてください。

取組事例 5

[市町村等が進めるまちづくりへの協力]

- 実施事業者 E社
- 実施年度 平成23年度から
- 取組内容

・ E社は、地元自治体や近隣の学校との連携のもと、イベントの一つとして地元の風景をテーマとする「フォトコンテスト」を開催しており、こうした取組を通じて地元の自然や景色、町の色、人の暮らしなど、写真をとおして住民の方に自分たちが住んでいる「まち」に、あらためて関心をもってもらうことにより、地域におけるまちづくりへの意識向上につながるものと期待されている。



4 その他

(1) ISO14001の導入など環境全般への配慮

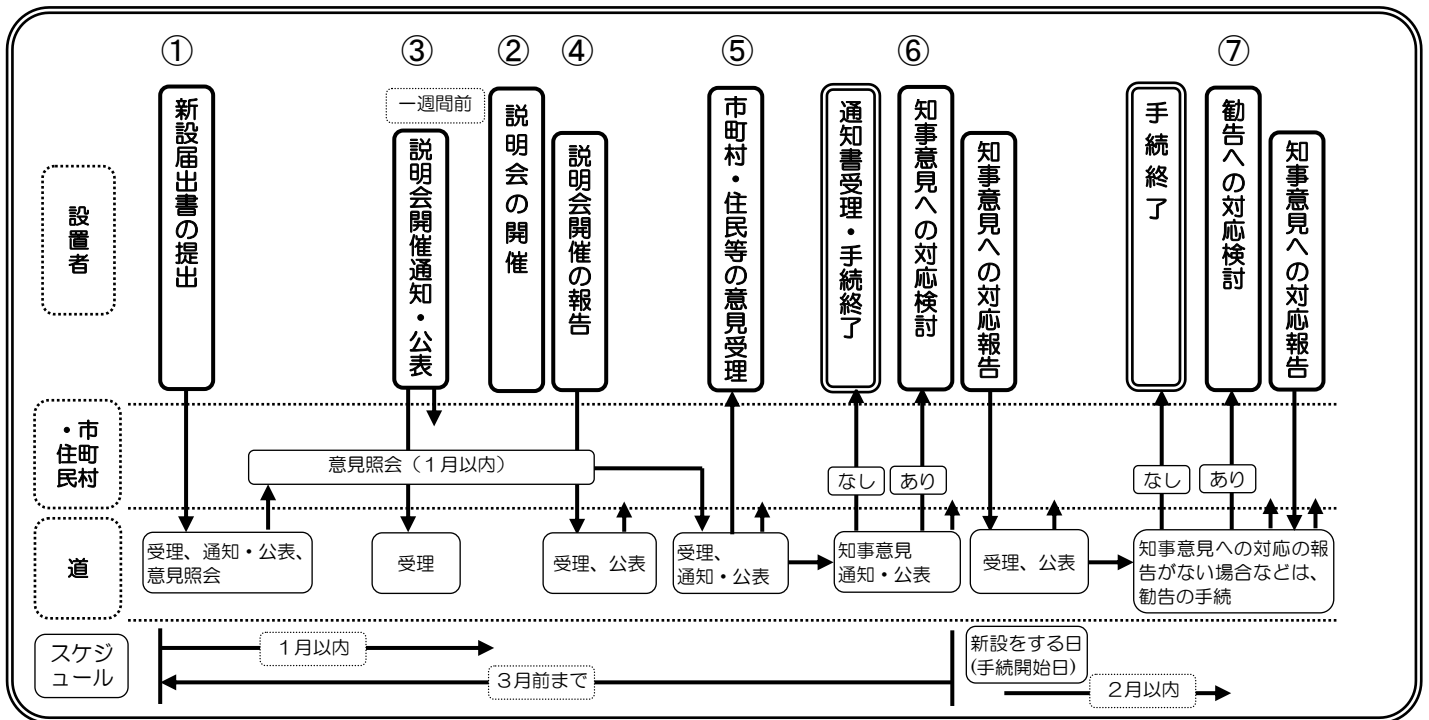
組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境対策を実施するためのISO14001やエイチ・イー・エス推進機構（社団法人北海道商工会議所連合会を中心に関係行政機関・団体で構成）の環境規格である北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の導入など、環境全般への配慮に努めてください。

(2) エネルギー対策の実施

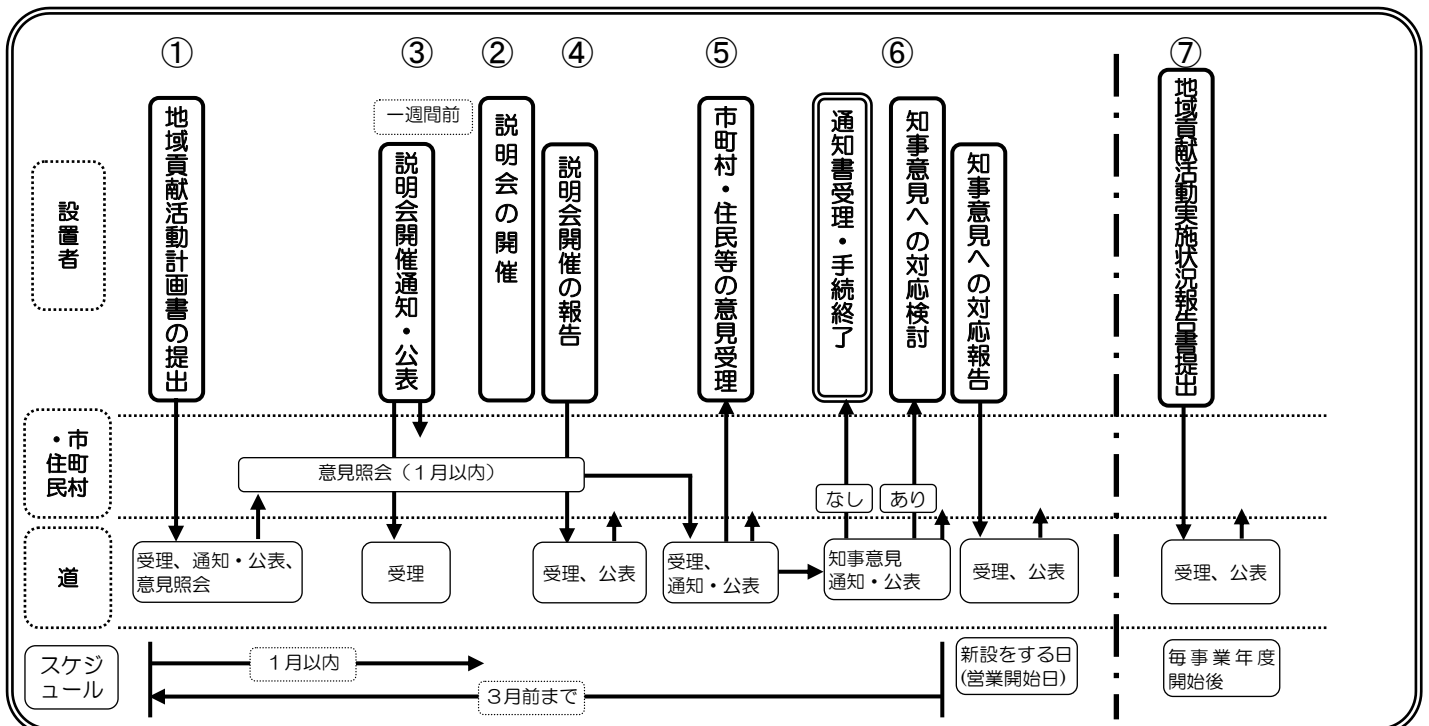
営業時間短縮や過剰な照明の削減、空調温度の適切な設定による節電対策の徹底、また、太陽光発電などの新エネルギー設備やエアコン、LEDなどの省エネルギー対応機器の導入など、エネルギー対策の実施に努めてください。

1. 新設をする場合の手続き

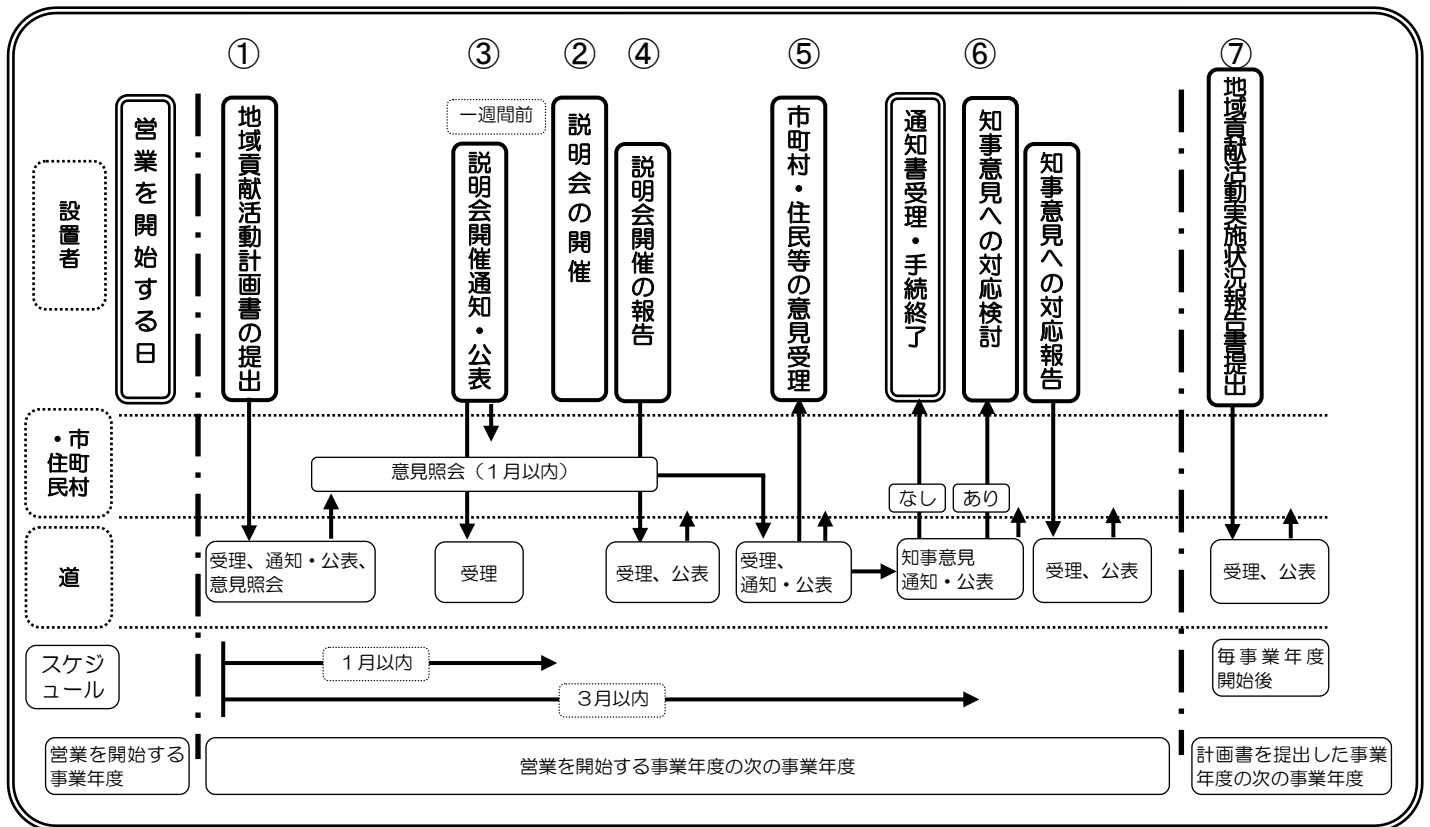
(1) 新設の届出に関する事務の流れ



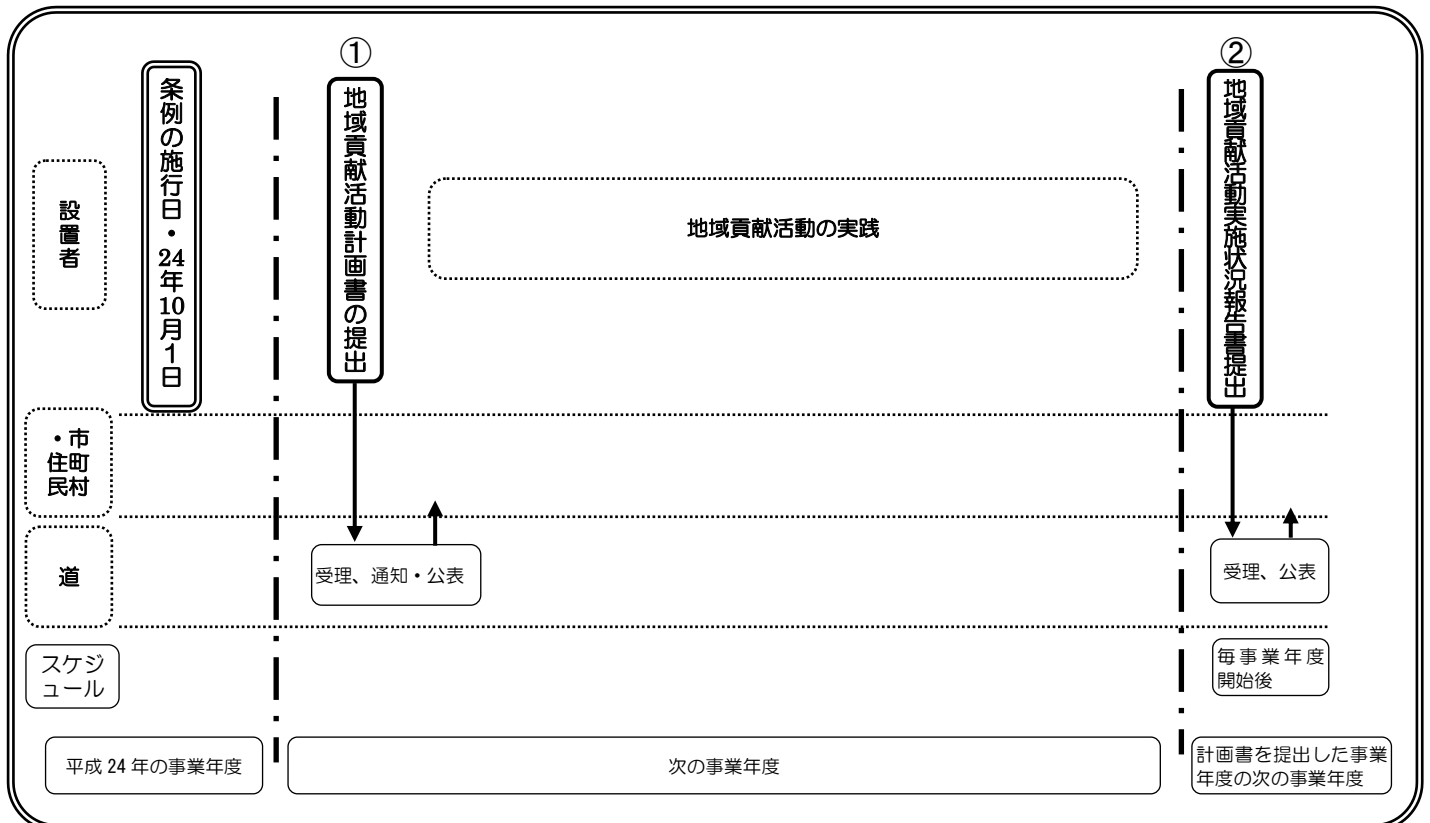
(2) 地域貢献活動計画に関する事務の流れ



2. 大店立地法やガイドラインなどに基づく新設の手続きを行っている場合の 手続き 地域貢献活動計画に関する事務の流れ



3. 特定小売事業施設を設置・営業している場合の手続き 地域貢献活動計画に関する事務の流れ



北海道地域商業の活性化に関する条例に係る提出先・問い合わせ先

本条例に基づく特定小売事業施設の新設等の届出書、地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書等の提出（持参または郵送）及びお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。

	問い合わせ先	所在地
北海道庁	経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ Tel 011-231-4111 内線 26-635 直通 011-204-5341 FAX 011-232-8127	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

総合振興局 又は振興局	提出先・問い合わせ先	所在地
空知総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
胆振総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0143-24-9590 FAX 0143-24-4796	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0146-22-9282 FAX 0146-22-7517	〒057-8558 浦河町栄丘東通56
渡島総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0138-47-9461 FAX 0138-47-9207	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
上川総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0166-46-5943 FAX 0166-46-5208	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目
留萌振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0164-42-8441 FAX 0164-42-1937	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2
宗谷総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0162-33-2925 FAX 0162-33-2629	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
オホーツク総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0155-26-9047 FAX 0155-25-7756	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0154-43-9182 FAX 0154-41-0967	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地